

課長		副課長		リーダー		設計		校合	
----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

~~設計書~~
 令和 7 年度 委託 仕様書

- 1 委託名 小畔水鳥の郷公園ほか20公園し尿汲取り業務委託
- 2 委託箇所 川越市吉田新町1丁目1番ほか 20 箇所
- 3 実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 4 変更実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 差引増減額 月額 円
- 5 委託大要、起工理由・変更 【 委託期間 令和7年10月1日 ～ 令和8年9月30日 】

変更委託の大要	
委託の大要	し尿汲取り業務一式
変更理由	
起工理由	

本委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
委託費								
	し尿処理							
		し尿汲取り		1	箇月			別紙 1 号一位代価表
	直接委託費							
	諸経費			1	式			
	委託価格							
	消費税相当額			1	式			
合計								

川 越 市

し尿汲取り委託箇所一覧

番号	公園名	所在地	地区	収集回数 (回)	収集量 累計 (ℓ)	備考
1	入間大橋緑地	大字中老袋字笹井150地先	古谷	7	4,774	河川敷×5箇所
2	上江橋緑地	大字古谷上字江遠島7902地先	古谷	4	1,296	河川敷×1箇所
3	南田島北田公園	大字南田島字北田583-3	南古	8	2,096	
4	南田島西田公園	大字南田島字西田220-3	南古	6	1,032	
5	萱沼びん沼公園	大字萱沼字下芝野2377-1	南古	7	3,054	河川敷×3箇所
6	田神公園	大字笠幡字東田神4688	霞関	7	1,060	
7	森のさんぽ道	大字砂新田地内	福原	1	2,000	水張り1,800L
8	安比奈親水公園	大字安比奈新田字下屋敷附 140-1地先	霞関	39	63,460	河川敷×12箇所
9	安比奈親水公園管理詰所	大字安比奈新田字石仏前186-2	霞関	12	2,200	
10	八瀬大橋緑地	大字的場字西念3529地先	霞関	7	1,708	河川敷×1箇所
11	的場緑地	大字の場字西念3510地先	霞関	7	1,398	河川敷×2箇所
12	弁天公園	大字の場字弁天1425-1	霞関	7	844	
13	明神淵公園	大字の場字明神淵3032地先	霞関	7	2,140	
14	霞ヶ関東緑地	上戸新町37地先	霞北	7	1,563	河川敷×1箇所
15	上戸緑地	大字の場字榎下2870地先	名細	7	1,188	河川敷×1箇所
16	平塚緑地	大字平塚字家敷30地先	名細	7	1,150	河川敷×1箇所
17	雁見緑地	大字鯨井字犬竹143地先	名細	7	1,507	河川敷×1箇所
18	西原公園	大字鯨井字西原1515	名細	6	1,642	
19	小畔水鳥の郷公園	吉田新町1丁目1	名細	32	12,768	
20	なぐわし公園計画用地	大字鯨井字境堀936外	名細	2	408	
21	寺山緑地	大字上寺山字堤外587-1地先	山田	28	15,716	河川敷×2箇所
合計	21公園			215	123,004	

し尿汲取り業務月報

月分 従事者名

番号	公園名	地区	収集状況 (○をつける)	業務日 (日にち、曜日を記入する)	収集回数累計 (回目)	収集量 (ℓ)	収集量 累計 (ℓ)	備考
1	入間大橋緑地	古谷	実施・未実施					
2	上江橋緑地	古谷	実施・未実施					
3	南田島北田公園	南古	実施・未実施					
4	南田島西田公園	南古	実施・未実施					
5	萱沼びん沼公園	南古	実施・未実施					
6	田神公園	霞関	実施・未実施					
7	森のさんぽ道	福原	実施・未実施					
8	安比奈親水公園	霞関	実施・未実施					
9	安比奈親水公園管理詰所	霞関	実施・未実施					
10	八瀬大橋緑地	霞関	実施・未実施					
11	的場緑地	霞関	実施・未実施					
12	弁天公園	霞関	実施・未実施					
13	明神淵公園	霞関	実施・未実施					
14	霞ヶ関東緑地	名細	実施・未実施					
15	上戸緑地	名細	実施・未実施					
16	平塚緑地	名細	実施・未実施					
17	雁見緑地	名細	実施・未実施					
18	西原公園	名細	実施・未実施					
19	小畔水鳥の郷公園	名細	実施・未実施					
20	なぐわし公園計画用地	名細	実施・未実施					
21	寺山緑地	山田	実施・未実施					

し尿汲取り業務仕様書

1 目的

この仕様書は、都市公園等の便所のし尿汲取りを通じて公園全体の清潔を保持することを目的とする。

2 委託対象施設

名称 小畔水鳥の郷公園ほか20公園 (別紙のとおり)
場所 川越市吉田新町1丁目1番ほか20箇所

3 委託対象期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(1年・12箇月)
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 支払方法 2回払い

令和8年4月(令和7年10月～令和8年3月分)
令和8年10月(令和8年4月～令和8年9月分)

5 入札記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 委託業務の内容及び範囲

別紙施設のし尿の汲取り収集及び処理施設への運搬を行う。なお、汲取りの収集及び運搬の際、流出や悪臭、便所汚れ等が発生しないように留意すること。

7 業務日

し尿汲取り業務 適宜

8 委託業務実施計画書

受注者は、委託期間中の業務計画を定めて実施計画書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

9 業務従事者の交代

業務に従事する者が業務の遂行上不適当と認められるときは、市は受注者に対しその者の交代を求めることができるものとする。

1 0 責任者の指定

受注者は、当該業務に係る責任者を1名指定し、従事者との連絡調整を綿密に行わせて、当該業務の適正な管理にあたらせるものとする。

1 1 服務

受注者は、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、公園内では喫煙しないよう従事者への指導を徹底するものとする。

1 2 負担区分

業務に係る物品は、受注者の負担とする。

1 3 総括表及び月報の提出

月報を作成し、一月分を翌月5日までに、これらをまとめた総括表とともに提出するものとする。

1 4 写真撮影

受注者は、業務内容を記した小黒板を写し込んだ写真（作業の前・中・後）を作業箇所うちの数箇所撮影し、月報と共に提出するものとする。写真撮影については1年間で全ての箇所が撮影できるよう留意すること。

1 5 異常報告

業務中において、施設の破損、故障や利用者の負傷等の異常を発見したときは、速やかに市監督員に連絡するとともに、その指示により処理にあたるものとする。

1 6 契約金額の変更

本業務の契約金額の変更は、仕様書に定める業務数量に満たない場合に行うものとし、発注者、受注者の双方で協議のうえ、委託期間満了日をもって行うものとする。

1 7 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

1 8 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでに増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

